

質問事項に対する回答について

平成 19 年 5 月 23 日
日本郵政株式会社

問 1 旧契約に関する再保険契約から生じる利益のうち、再保険配当として旧契約者に還元されない部分の取扱い及びその考え方について、明らかにされたい。

(答)

- 1 再保険契約の利益のうち再保険配当をお支払した残額は、郵便保険会社の純利益に含まれ、一般の株式会社と同様に、資本の強化等に充てられます。
- 2 郵便保険会社は独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険機構（以下「機構」という。）が負う旧契約の保険責任のすべてを引き受けますので、旧契約に関する再保険契約は、実質的に元受契約と同様の位置付けとなりますが、民間生命保険会社では、元受契約の利益のうち2割～3割を資本の強化等に充てております。
- 3 したがって、再保険契約の利益のうち8割を再保険配当としてお支払した残額を郵便保険会社の資本強化等に充てることは、民間と同様であると認識しております。
- 4 資本強化により、経営の健全性を確保し、将来の保険金の支払いを確実に履行することが、旧契約者の利益にも資するものと考えております。

問2 再保険配当として旧契約者に還元されない部分の考え方は、再保険契約の受再による対価なのか、又は本来郵便保険会社に帰属すべきものなのか。またその理由は何か。

(答)

- 1 政府の「郵政民営化の基本方針（平成16年9月10日閣議決定）」によれば、公社勘定から生じた損益は新会社に帰属することとなっております。
- 2 一方、配当に対する旧契約者の期待権が損なわれないよう、経営の透明性を確保し、旧契約者の保護を図る観点から、再保険契約から生じた利益の8割を再保険配当として旧契約者に還元することを事前にルール化しております。
- 3 したがって、再保険契約から生じた利益のうち、再保険配当を除いた残りが、最終的に郵便保険会社に帰属することとなります。
- 4 契約者配当の充実に加え、経営の健全性を向上させ、将来の保険金支払いに支障を来たさないよう財務基盤を強化することで、再保険契約の引受け先としての責任を全うすることが契約者利益に資するものと考えております。

【参考】郵政民営化基本方針（平成16年9月10日閣議決定）

3. 最終的な民営化時点における各事業会社等のあり方

（5）公社承継法人

（イ）公社勘定の運用

- ・公社勘定に関する実際の業務は郵便貯金会社及び郵便保険会社に委託し、それぞれ新契約分と一括して運用する。
- ・公社勘定の運用に際しては、安全性を重視する。
- ・公社勘定については、政府保証、その他の特典を維持する。
- ・公社勘定から生じた損益は、新会社に帰属させる。

【参考】郵政民営化法 第1条

（目的）

この法律は、民間にゆだねることが可能なものはできる限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、平成十六年九月十日に閣議において決定された郵政民営化の基本方針に則して行われる改革

（以下「郵政民営化」という。）について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

問3 簡易生命保険管理業務の受託について、その業務の対価と旧契約に係る事業費との関係はどうか。

(答)

- 1 郵政民営化の制度設計上、承継時（民営化時）においては、機構が郵便保険会社と再保険契約及び簡易生命保険管理業務委託契約を締結することにより、すべての保険責任に加えて、保険料の収納や保険金の支払いなどの、旧簡易生命保険契約の管理業務を、郵便保険会社に担わせるものとされております。
- 2 これらの契約により、郵便保険会社は、旧簡易生命保険契約を元受契約として引き受けていることと、実質的に同様の位置づけとなることから、両契約に必要な経費等は、機構から支払われる再保険料（元受契約である旧簡易生命保険契約の保険料と同額）で賄うことと整理しております。

問4 旧郵便貯金及び旧簡易生命保険契約に係る個人情報について、どの機関がどの範囲を承継するのか。その承継先及び考え方について明らかにされたい。

(答)

- 1 旧郵便貯金及び旧簡易生命保険契約に係る個人情報については、郵政民営化法（以下「民営化法」という。）や「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」（平成18年1月25日）（以下「基本計画」という。）に従って承継会社等が日本郵政公社から承継する各々の業務その他の機能を適切に実施できるよう、機構及び郵便貯金銀行並びに郵便保険会社に各々必要な個人情報を承継するとの考え方で実施計画を作成しております。
- 2 具体的な承継先及び考え方は、以下のとおりです。
 - ① 機構
機構は、民営化法及び基本計画において、定期性の旧郵便貯金及び旧簡易生命保険契約の管理に関する業務等を承継するとされていることから、これら業務の適切な実施に必要な個人情報を承継する。
 - ② 郵便貯金銀行
郵便貯金銀行は、民営化法及び基本計画において、銀行法10条の業務（銀行業及び銀行業に付随する業務）に係る機能等を承継することとされていることから、預金の受払いなどの業務を適切に実施するために必要な個人情報を承継する。
 - ③ 郵便保険会社
郵便保険会社は、民営化法及び基本計画において、保険業法第97条の業務（保険の引受け、資産の運用）に係る機能等を承継することとされていることから、保険募集、引受け審査、保険金等の支払査定などの業務を適切に実施するために必要な個人情報を承継する。
- 3 なお、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、民営化時点で公社から旧郵便貯金及び旧簡易生命保険契約に係る個人情報を承継取得することとなるため、個人情報保護法第18条の規定に基づき、その利用目的を本人に通知し又は公表することを予定しています。

(参考)

個人情報保護に関する法律（抄）
（平成15年5月30日法律第57号）

（取得に際しての利用目的の通知等）

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画（抄）
（平成 18 年 1 月 25 日）

郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号。以下「法」という）第 161 条第 1 項に規定する基本計画を次のとおり定める。

1 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲に関する事項

（1）～（3）略

（4）郵便貯金銀行に引き継がせる機能の種類及び範囲

郵便貯金銀行には、次の a から k までの公社の業務に係る機能のうち、郵便貯金銀行が次のイからハまでに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

- イ 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務
- ロ 銀行法第 11 条に規定する業務
- ハ 銀行法第 12 条に規定するその他の法律により営む業務

（5）郵便保険会社に引き継がせる機能の種類及び範囲

郵便保険会社には、簡易生命保険法の規定により行う簡易生命保険の業務に係る機能のうち、郵便保険会社が次のイ及びロに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

- イ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 97 条の規定により行う業務
- ロ 保険業法第 100 条に規定する他の法律により行う業務

（6）機構に引き継がせる機能の種類及び範囲

機構には、公社の業務に係る機能のうち、機構が次のイからヌまでに掲げる業務を適切に行うために必要と認められるものを引き継がせるものとする。

イ～チ 省略

リ 簡易生命保険契約の管理に関する業務

ヌ 簡易生命保険法第 88 条の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たもの（簡易生命保険資金に係るものに限る。）についての地方公共団体に対する貸付けに関する業務

問5 上記の前提の下、郵政民営化法第159条第3項の規定に基づき、郵便保険会社はどのような情報を機構に求める予定か。

(答)

- 1 郵政民営化法第159条第3項は、同法第137条に規定する保険金額の限度額(機構と郵便保険会社の保険金額の合計の限度額が被保険者当たり原則1千万円とする。)を遵守するため、機構が、旧簡易生命保険契約に係る被保険者の氏名、住所、保険金額等の個人情報郵便保険会社の求めに応じいつでも提供しなければならない旨を定めたものと理解しております。
- 2 民営化時点において郵便保険会社も公社から旧簡易生命保険契約に係る個人情報を承継し、限度額管理を適切に行うこととなりますが、民営化以降は、旧簡易生命保険契約の加入者の氏名、住所、保険金額等の変更が生じ機構宛に当該変更の届出等がなされる場合、当該変更情報については郵便保険会社は必ずしも利用することができるものではないことから、民営化法に規定する限度額管理義務の履行のために、機構から最新の個人情報を入手する必要があります。そのため、郵便保険会社が同法第159条第3項の規定に基づき機構に個人情報の提供を求める場合があり得るものと考えます。

(参考)

郵政民営化法（抄）
平成 17 年 10 月 21 日法律第 97 号

(保険金額等の限度額)

第百三十七条 郵便保険会社は、被保険者一人につき、次の各号に掲げる額が、当該各号に定める額を超えることとなる保険の引受けを行ってはならない。

一～四 省略

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社への情報の提供)

第百五十九条 機構は、郵便貯金銀行に対し、機構が受け入れている郵便貯金に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

2 省略

3 機構は、郵便保険会社に対し、旧簡易生命保険契約に係る次に掲げる情報をその求めに応じいつでも提供しなければならない。

一 当該旧簡易生命保険契約に係る被保険者の住所及び氏名その他被保険者を特定するために必要な情報

二 当該旧簡易生命保険契約が第百三十七条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号簡易生命保険契約に該当するかどうかを知るために必要な情報

三 前二号に掲げるもののほか、当該旧簡易生命保険契約の保険金額、保険期間の始期及び終期その他郵便保険会社が第百三十七条の規定を遵守するために必要な情報

4 前項の規定は、郵便保険会社に係る特定日以後は、適用しない。

問6 旧簡易生命保険契約に係る個人情報について、個人の権利利益を保護するための具体的な取扱い方法について、どのように考えるか。

(答)

- 1 旧簡易生命保険契約に係る個人情報については、政府の認可を受ける予定の実施計画に基づき、日本郵政公社から承継する各々の業務その他の機能が適切に行われるよう公社から郵便保険会社も承継し、業務運営に必要な範囲内で利用することを予定していますが、旧契約者の中には郵便保険会社が承継した個人情報を新会社が営業活動等に利用することを希望されない方もいらっしゃることも想定されます。
- 2 このため、郵便保険会社では、承継する個人情報について個人情報保護法等に沿った適正な取扱いや安全管理に努めるとともに、個人情報に関する旧契約者の権利利益の保護をより確実とする観点から、承継した個人情報の利用について本人への意向確認を一定の範囲で行い、利用を希望しない旨の意思表示があった場合にはこれに適切に対応する措置を講ずることを予定しております。
- 3 具体的には、以下のとおりです。
 - ① 商品・サービスのご案内ダイレクトメール（以下「DM」という。）の送付に係る意向確認
民営化前に全旧契約者を対象に送付する民営化周知パンフレットにおいて、民営化に伴う個人情報の承継についてお知らせし、郵便保険会社における承継個人情報の利用目的を通知するとともに、新会社が商品・サービス案内のDM発送のために個人情報を利用することを希望しない方については、同封のDM停止申込書により返信していただき、DMの送付を行わないこととします。
 - ② 訪問や郵便局窓口での勧奨に係る意向確認
訪問や郵便局窓口において旧契約者に対して満期保険金の支払等の維持管理手続を行う際に併せて郵便保険会社の商品をご案内しようとする場合には、事前に当該旧契約者のご意向を確認した上で、勧奨を行うこととします。